

給与支払報告書（総括表）

指定番号

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

米子市長 様 令和 年 月 日提出

| | | |
|-------------------------------------|--------------------|---------------------|
| 給与の支払期間 | 令和 年 月分から令和 年 月分まで | |
| 給与支払者の個人番号又は法人番号 | | |
| フリガナ | 提出区分 | 年間分 退職者分 |
| 給与支払者の 氏名又は名称 | 事業種目 | |
| | 受給者総人数 | 人 |
| 同上の所在地 | 米子市報告人員 | |
| | 特別徴収 (給与天引) | 人 |
| 給与支払者が法人である 場合の代表者氏名 | 普通徴収 (個人納付) | 人 |
| 連絡者 所属 電話番号 氏名又は 担当税理士名 | 課 係 | ※「普通徴収切替理由書」に記載した人数 |
| | 計 | 人 |
| 受付 | 米子市 使用欄 | イ □ ハ 普 A B C D E F |

※普通徴収切替理由書の合計人数と普通徴収に該当する給与支払報告書（個人別明細書）の件数が一致することを確認してください。普通徴収切替理由書がない場合は、原則、特別徴収となります。

(切り取らないでください)

記載要領

- この給与支払報告書(以下「支払報告書」という。)は、地方税法(以下「法」という。)第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。
- 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により米子市に提出してください。
 - 1月1日現在において給与の支払を受けている者 1月31日まで
 - 給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなった者(以下「退職者」という。) 退職した年の翌年の1月31日まで
- 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。))又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- 「給与の支払期間」欄には、「報告人員」に給与を支払った期間を記載してください。
- 「提出区分」欄には、次により記載してください。
 - 1月1日現在において給与の支払を受けている者について、1月1日から同月31日までに支払報告書を提出する場合(あわせて前年の退職者について支払報告書を提出する場合を含む。)には、「年間分」を○で囲んでください。
 - 退職者についてのみ支払報告書を提出する場合には、「退職者分」を○で囲んでください。
- 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、経理責任者の職氏名を記載してください。給与支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載してください。
- 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
- 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- 「報告人員」欄には、米子市に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する人員(退職者人員を含む。)を述べ人数で記載してください。

米子市提出用

普通徴収切替理由書兼仕切書

| | | | |
|------|-----|------|--|
| 市町村 | 米子市 | 指定番号 | |
| 事業主名 | | | |

| 符号 | 普通徴収切替理由 | 人数 |
|-----|--|----|
| 普A | 総従業員数が2人以下 (事業所全体の従業員の人数から、下記「普B」～「普F」に該当する全ての人数を差し引いた人数) | 人 |
| 普B | 他の事業所で特別徴収されている | 人 |
| 普C | 毎月の給与が少なく、税額が引ききれない | 人 |
| 普D | 給与の支給が毎月ではない(不定期受給) | 人 |
| 普E | 専従者給与が支給されている (個人事業主のみ対象) | 人 |
| 普F | 退職者又は退職予定者(5月末日まで) | 人 |
| 合 計 | | 人 |

- 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記入してください。
- この普通徴収切替理由書の普通徴収合計人数と普通徴収に該当する個人別明細書の件数が一致することを確認してください。
- この普通徴収切替理由書の提出がない場合は、原則どおり、特別徴収対象者となります。
- 申出の内容について、さらに詳しい事情をお聞きし、特別徴収に変更する場合があります。
- 全員を特別徴収とする場合は、提出不要です。

| | | | |
|------------|---|---|---|
| 米子市 使用欄 | ホ | ハ | ト |
|------------|---|---|---|

(切り取り線)

米子市提出用